

東京都障害者施策推進協議会専門部会長殿

障害者の地域における自立生活の更なる推進に向けて（提言）に対しての
留保意見

（1）所得保障について

東京都は、障害者の所得保障は国の役割と考えており、国に働きかけていくことを行うとされている。

現在、東京都は心身障害者福祉手当が身体障害、知的障害者の福祉手帳所持者に対して都補助として月額15500円が支給されている。精神障害者には対象とされていない。障害者基本法で定める障害者に精神障害者は含まれている。経済状況において、精神障害者福祉手帳所持者のかなりの人が低所得であると思われる。障害者自立支援法施行により、自立支援医療において毎年の申請となり、医師診断書料、課税証明書等の書類手数料が必要となったり、医療費の原則1割負担となった。福祉手帳、障害者年金も、2年ごとの申請であり他の障害者と比較しても、申請にお金がかかる。

東京都は所得保障は国の役割と考えるとしているならば、現在、実施している身体障害者、知的障害者に支給されている福祉手当について、検討されるべきと考える。当然、国の所得保障が充実をするまでは、都の福祉手当に精神障害者も対象とするべきと思う。この点について検討を行っていく必要があると考える。

（2）都の助成制度の継続について

障害者自立支援法の施行により、障害者施設の運営は利用者負担や運営費の日額制による不安定さから、運営は厳しさを増してきている。東京都は先駆的にやってきた、助成事業については、継続され障害者が安心してサービスが利用できることや、事業運営が行えるよう今後も継続していく必要があると考える。

東京都精神保健福祉民間団体協議会
伊藤善尚